



10月から消費税率は10%へ。

矢[✓]ってほしい!

消費税のこと。

暮らしのこと。

+2%は、^{もっと}ひとりひとりのために。

令和元年(2019年)10月から消費税率^{*}は10%へ。

+2%は、**もっと**ひとりひとりのために。

あなたやご家族に関係のあるページを、ぜひチェック☑してください。

目次

矢☑ってほしい! 消費税と社会保障

- 消費税と社会保障のQ&A 2

矢☑ってほしい! 増収分の使いみち

- 待機児童の解消 4
- 幼児教育・保育の無償化 5
- 高等教育の無償化 6
- 介護職員の処遇改善 7
- 所得の低い高齢者の介護保険料軽減 8
- 年金生活者支援給付金の支給 9

矢☑ってほしい! 引上げに伴う対応

- 軽減税率制度 10
- プレミアム付商品券事業 11
- 自動車の購入の支援 12
- 住宅の購入等の支援 13
- キャッシュレス決済に対するポイント還元制度 14
- マイナンバーカードを活用した消費活性化策 15
- 商店街の活性化 16
- 防災・減災、国土強靱化 16

事業者のみなさまへ

- 軽減税率制度への対応 17
- 転嫁拒否行為の禁止 17
- 柔軟な価格設定 18

*一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合わせたものです(引上げ後の税率10%のうち2.2%は地方消費税)。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民のみなさまの身近な行政に生かされています。本書では、消費税と地方消費税を合わせたものを「消費税」と表記しています。

知[✓]ってほしい!

消費税と社会保障のQ&A

Q. 消費税率引上げはなぜ必要?

A. 人生の様々なリスクに対する「支え合い」の制度である社会保障の充実と安定を図るためです。

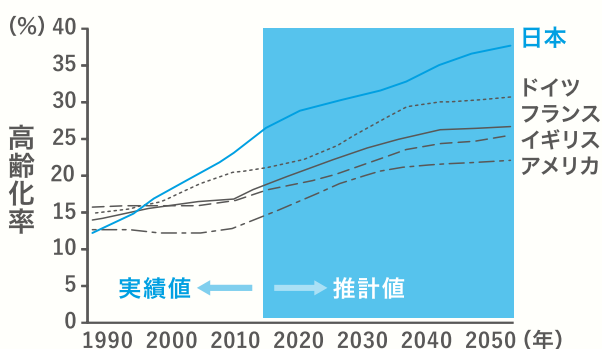
社会保障の財源は保険料で賄うことが基本です。

しかし、保険料のみでは現役世代に負担が集中するため
公的な費用（税金+借金）も充当しています。

急速に進む日本の高齢化によって社会保障の費用は増え続け、
公的な費用に頼る部分も増加。現在、公的な費用の多くは
借金で賄っており、子や孫の世代に負担を先送りしている状況です。

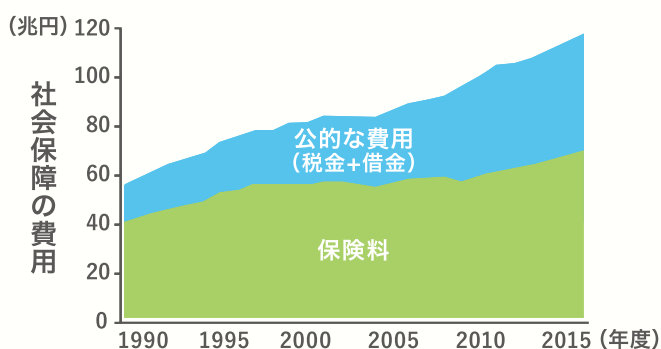


日本は早いスピードで高齢化が進んでいます。
(高齢化率=総人口に占める65歳以上人口の割合)



(出典) 日本:総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」
諸外国:国連「World Population Prospects: The 2017 Revision」

社会保障の費用は増え続け、公的な費用で賄っています。
公的な費用の多くは借金に頼っています。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「平成28年度社会保障費用統計」



少子高齢化が進む今、社会保障をすべての世代のためのものに転換し、
これらを次世代に引き継ぐために、10%への消費税率の引上げが必要です。

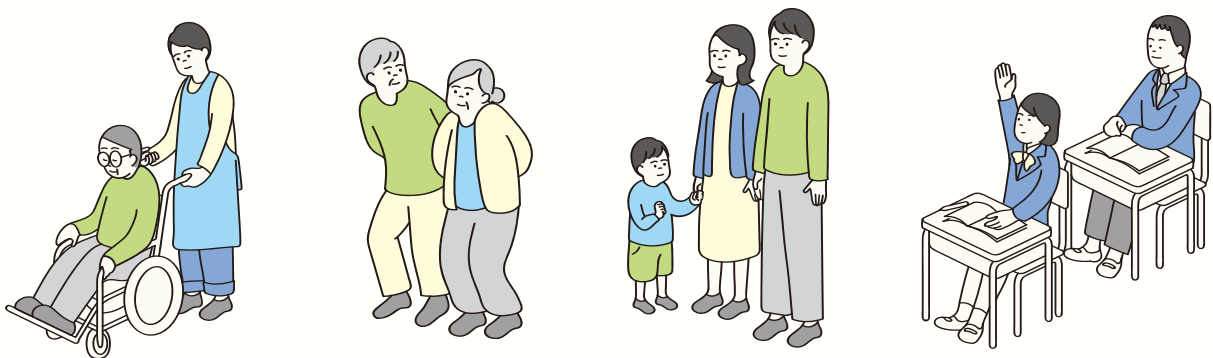
矢口[✓]ってほしい!

消費税と社会保障のQ&A

Q. 消費税率引上げによる増収分は
どう使われる?

A. 子供・子育て、医療・介護、年金等、全世代を
対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。

高齢者中心の社会保障から、子育て世代や現役世代を含む
全世代型社会保障へと転換します。



すべての世代の安心を支えます

社会保障の費用のうち、借金で賄っていた部分の一部に
安定財源が確保できるようになります。

増収分を財源の一部に



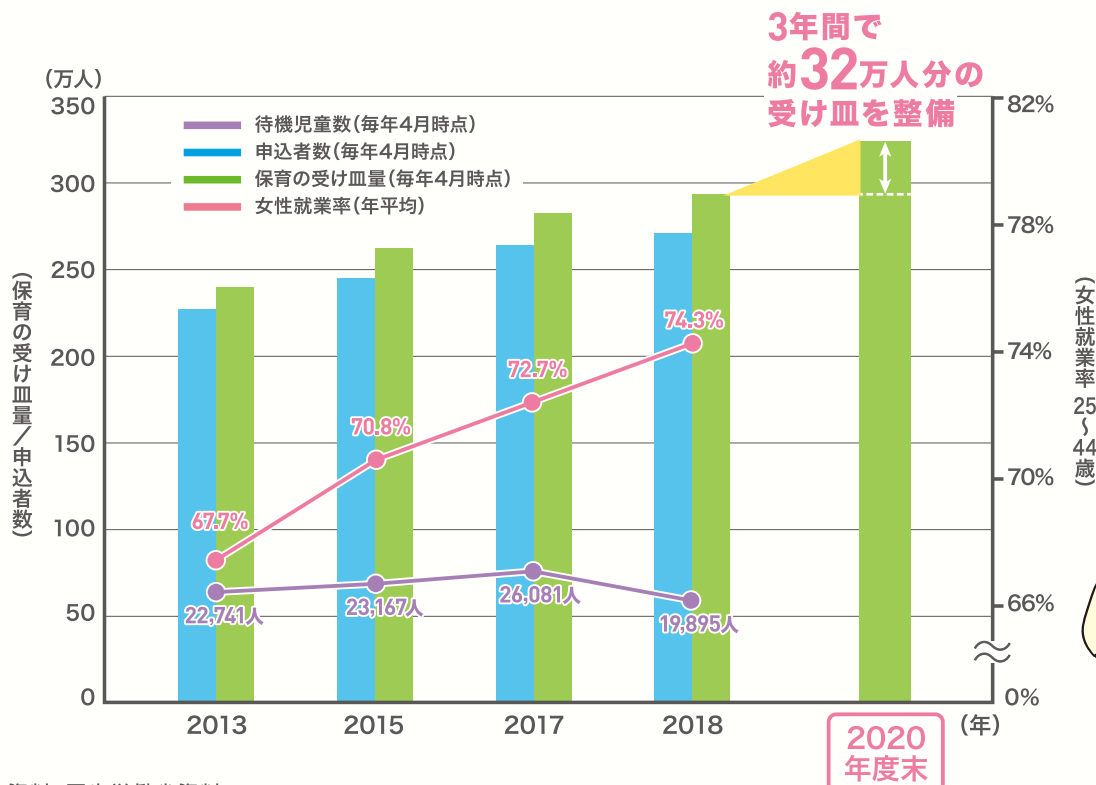
知[✓]ってほしい!

待機児童の解消のこと

現在の**待機児童数は約2万人**。女性就業率の上昇に伴い、保育の利用率もさらに伸びることが見込まれます。

待機児童の解消に向け、**保育の受け皿を整備**します。

待機児童問題を解消し、
女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」に基づいて
令和**2年度末までに約32万人分**の
(2020年度末)
保育の受け皿を新たに整備



資料:厚生労働省資料



増収分の使いみち

幼児教育・保育の無償化のこと

幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料について
3歳～5歳児クラスが無料になります。

住民税非課税世帯は**0歳～2歳児クラスも対象**

- 就学前障害児の発達支援の利用料も対象になります。
- 詳しくは、お住まいの市区町村にご確認ください。



■ 対象施設等

幼稚園

無料 [月額 2.57 万円まで]

保育所、認定こども園
就学前障害児の発達支援

無料

※幼稚園、保育所、認定こども園等と就学前障害児の発達支援を併せて利用した場合にも、利用料はともに無料になります。

幼稚園の預かり保育

幼稚園の利用に加えて、
月額1.13万円まで

認可外保育施設等

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、
ファミリー・サポート・センター事業

月額3.7万円まで

(※0歳～2歳児クラスは月額4.2万円まで)

※幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等は、お住まいの市区町村から「保育の必要性の認定」を受けた場合、無償化の対象(上限額あり)となります。

※通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちとすべての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

高等教育の無償化のこと

住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生を対象に
大学、短大、高等専門学校(4・5年生)、専門学校での
学びへの支援を拡充します。

支援
1

授業料・入学金を免除または減額

■授業料等減免の上限額(年額) 住民税非課税世帯の学生の場合

〈昼間制〉	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

支援
2

給付型奨学金の対象者・支給額を拡充

■給付型奨学金の給付額(年額) 住民税非課税世帯の学生の場合

	自宅生	自宅外生
国公立 大学・短期大学・専門学校	約35万円	約80万円
国公立 高等専門学校	約21万円	約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	約46万円	約91万円
私立 高等専門学校	約32万円	約52万円



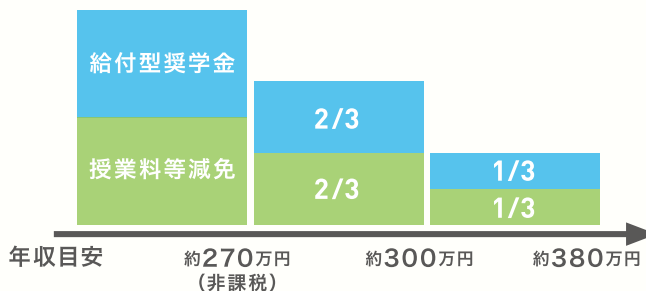
増収分の使いみち



支援の手続きには、
本人の申請が必要です。

在学する高校や大学等に相談して、
日本学生支援機構に申請してください。
授業料・入学金の減免の手続きには、
別途進学先の大学等への申請も必要です。

●住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は、
住民税非課税世帯の学生の2/3又は
1/3の支給額となります。



※両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合

介護職員の処遇改善のこと

経験・技能のある介護職員の処遇改善を
重点的に進めます。

具体的には…

介護福祉士の資格をもつ
リーダー級の職員の方を対象に
月額最大**8万円**の処遇改善を
実施します※。

※介護サービス事業者等に対する介護職員等特定処遇改善加算の創設

- 介護サービス事業者等に対し、リーダー級の職員の方の中で月額8万円または年収440万円までの給与増を求めています。
- 介護サービス事業者等における上記の処遇改善の収入は、リーダー級の職員の方以外の処遇改善にも充てることが可能な柔軟な運用を一定の範囲で認めています。

介護職員の処遇改善など
人材確保の取組を総合的に進め、
介護離職ゼロを目指します。



所得の低い高齢者の 介護保険料軽減のこと

住民税非課税世帯を対象に65歳以上の方の
介護保険料を軽減します。

新たに公的な費用を投入し、
低所得の高齢者の保険料軽減を強化します。

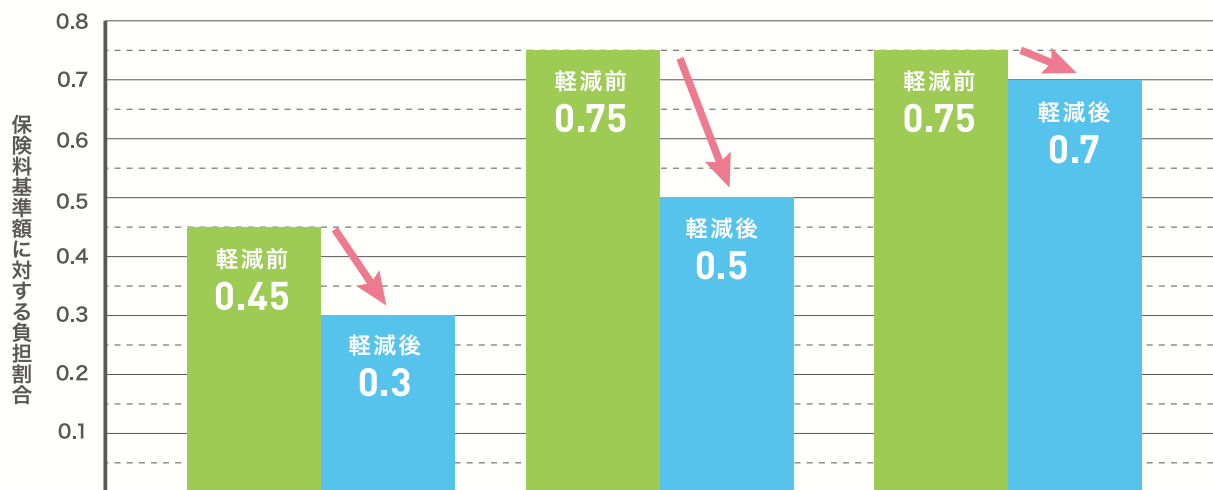
(公的な費用の負担割合は国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4)



増収分の使いみち

65歳以上の約3割にあたる

住民税非課税世帯の保険料基準額に対する負担割合を、
所得段階ごとに軽減します。



- 生活保護被保護者
- 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者
- 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下

- 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下

- 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超

年金生活者支援給付金の 支給のこと

所得が一定以下の年金受給者へ給付金を支給します。

年金を含めても**所得が一定以下の老齢基礎年金の受給者**に給付金を支給します。

月額5,000円(基準額※)

※保険料を納めた期間等によって異なります。

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
 - ② 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得(給与所得や利子所得等)との合計額が、約88万円*以下であること
 - ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること
- *毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定

障害基礎年金または**遺族基礎年金**の受給者で以下の要件を満たす方にも**給付金を支給します。**

障害等級2級の方、遺族の方 → **月額5,000円** 障害等級1級の方 → **月額6,250円**

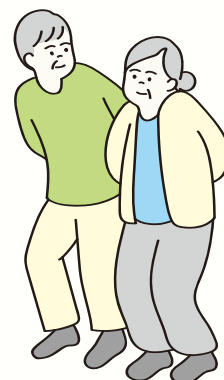
【支給要件】

- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - ② 前年の所得が、462.1万円*以下であること
- *扶養親族等の数に応じて増額



年金生活者支援給付金を受け取るには、支給要件を満たし、年金生活者支援給付金の認定請求という手続きを行う必要があります。

詳しくは、日本年金機構から届く書類をご確認ください。



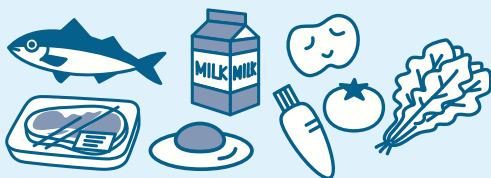
軽減税率制度のこと

日々の生活における負担を減らすため
下記の対象品目に係る税率を**8%**に
据え置きます。



軽減税率の対象品目

飲食料品 (お酒・外食を除く)



新聞



定期購読契約された
週2回以上発行されるもの

その他の 品目は

10%

(標準税率)



飲食料品の範囲について

軽減税率対象

標準税率対象

テイクアウト・ 宅配等



外食



- ① 飲食設備(テーブル、椅子、カウンター等の飲食に用いられる設備)のある場所において
- ② 顧客に飲食させるサービス

ケータリング・ 出張料理等

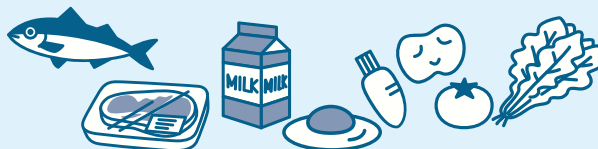


顧客が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

飲食料品

(食品表示法に規定する食品)

人の飲用または食用に供されるもの



有料老人ホーム
での飲食料品の
提供・学校給食等

一体資産*



※「一体資産」とは、「紅茶とティーカップのセット商品」のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。「一体資産」のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります(それ以外は全体が標準税率の対象となります)。

医薬品
医薬部外品等

●「テイクアウト」だけでなく、テーブルや椅子等の飲食に用いられる設備があり、飲食(イトイン)もできる小売店での飲食料品の購入の場面では、小売店側は、販売の時点で適用税率を判断するため、お客様に「イトインなのか」「テイクアウトなのか」を確認することとなります。イトインの場合は外食として、標準税率が適用されます。

引上げに伴う対応

プレミアム付商品券事業のこと

住民税非課税者※¹や3歳未満の子育て世帯※²の負担緩和と消費下支えのため**プレミアム付商品券**を発行・販売します。

※¹ 住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を同一にする配偶者、扶養親族等)、生活保護の受給者等を除く。

※² 学年単位で見た年齢が3歳未満の子(2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子)がいる世帯

プレミアム付商品券のしくみ

対象の方一人当たり

2.5万円分の商品券を2万円で購入可能



5,000円分上乗せ = 25%もお得

- 5,000円単位での分割購入も可能です。
- 1枚当たりの額面は日々のお買い物で使いやすいよう小口になっています。

令和2年(2020年)3月までの間

**お住まいの市区町村の幅広いお店で
利用できます。**

- 購入者の要件や購入までの手続き等、詳しくはお住まいの市区町村にご確認ください。



自動車の購入の支援のこと

自家用自動車を購入される方に、様々な支援を行います。

自動車税[※]の税率引下げ (恒久減税)

※所有している方が毎年納める税

令和元年(2019年)10月以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車(登録車)は、自動車税が毎年減税になります。

2,000cc以下の小型車の場合

減税額 **最大4,500円**

環境性能割の臨時的軽減

環境性能割とは?

令和元年(2019年)10月から、自動車取得税に代わって導入する購入時の税。税率は、自動車の燃費性能等に応じて、自家用の登録車は0~3%、軽自動車は0~2%。

令和元年(2019年)10月1日から令和2年(2020年)9月30日までの間に自家用の乗用車(登録車・軽自動車)を購入すると

環境性能割の税率1%分が軽減

(新車・中古車ともに適用)



知[✓]ってほしい!

消費税率10%での
購入等でスタート

住宅の購入等の支援のこと

消費税率10%が適用される住宅の購入やリフォーム等を
される方に、様々な支援を行います。

住宅ローン減税の拡充

引上げ前
控除期間
10年

控除期間を
3年延長

引上げ後
控除期間
13年

※延長された3年で建物購入価格の
消費税率2%分減税(最大)

新築・中古住宅の取得、リフォームで、令和2年
(2020年)12月末までに入居した方が対象です。

すまい給付金の拡充

給付額を引上げ
最大50万円

収入に応じて
**10万~40万円の
増額**

さらに、給付の対象者も拡大します。

新築・中古住宅の取得で、令和3年(2021年)12月末
までに引渡しを受け、入居した方が対象です。

次世代住宅ポイント制度

一定の性能を有する住宅の新築や
リフォームに対し、商品と交換可能な
ポイントを付与します。

新築住宅 **最大35万円相当の
ポイント付与**

リフォーム **最大30万円相当の
ポイント付与**

若者・子育て世帯がリフォームを行う場合に
ポイントの特例あり

新築住宅の取得、リフォームで令和2年(2020年)
3月末までに契約の締結等をした方が対象です。

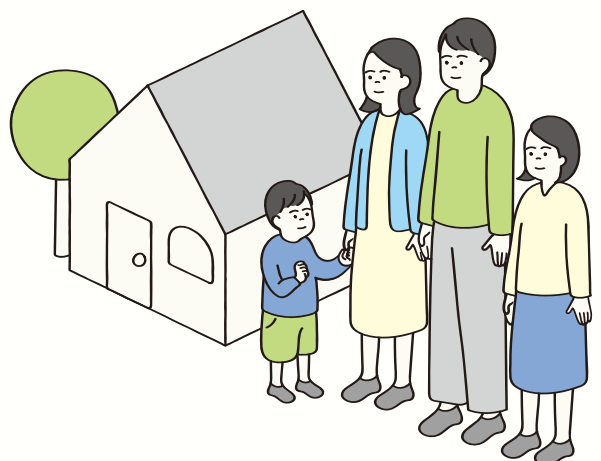
住宅取得等資金に係る 贈与税の非課税措置

引上げ前
**最大
1,200
万円**

贈与税の
非課税枠を
拡大

引上げ後
**最大
3,000
万円**

新築・中古住宅の取得、リフォームで、平成31年
(2019年)4月から令和2年(2020年)3月末までに
契約を締結した方が対象です。



引上げに伴う対応

キャッシュレス決済に対する ポイント還元制度のこと

令和2年(2020年)6月までの間、**対象店舗**で
クレジットカード・デビットカード・電子マネー・スマートフォン等
を使って代金を支払うと、**ポイント還元**が受けられます。

消費者還元率

最大5%

※フランチャイズチェーン傘下の店舗等では2%

主なキャッシュレス手段

クレジットカード

お店等での買い物に使うと、その場で現金を支払うことなく商品やサービスを受け取ることができ、後でお金の請求が来る(後払い)カードのこと。代金の請求は一括で支払うか、分割払いやボーナス払い等がある。



デビットカード

お買い物や食事代のお支払いで提示すると、代金が銀行の口座から即時に引き落とされるカードのこと。



電子マネー/プリペイドカード

様々な会社が独自に発行している電子的なお金で、主にスーパー、コンビニ、改札機でタッチしてお金を払える。カードタイプのほかに、携帯電話やスマートフォンで使えるタイプがある。



スマートフォン

スマートフォンに、クレジットカード、電子マネー、銀行口座等を登録し、お店等でのお金を払うときに使える。例えば、スマートフォンをタッチする、あるいはバーコードやQRコードを使って支払うことができる。



ポイント還元の対象店舗は
このマークが目印です



引上げに伴う対応

矢[✓]口[✓]ってほしい!

令和2年度実施予定
(2020年度)

マイナンバーカードを活用した 消費活性化策のこと

民間キャッシュレス決済手段に、一定額の前払いなどをされた方に
「マイナポイント」を付与します。

※制度の詳細は検討中です。

マイナンバーカードの取得と マイキーIDの作成・登録が必要です。

※マイナンバーカードの申請は、スマートフォン・パソコン・郵便・
まちなかの証明用写真機からできます。初回交付手数料は無料です。

※マイキーIDとは、マイナンバーカードのICチップの中の
電子証明書を活用してウェブ上で作成するIDです。

- マイナポイントは、
小売店等でのお買い物に
使えます。



- マイナポイントの実施時期が近づくと、マイナンバーカードの
交付申請が混み合い、申請から交付まで通常(約1ヶ月)よりも
時間を要することが見込まれます。
早めの申請をお願いします。



知[✓]ってほしい!

商店街の活性化のこと

インバウンドや観光等によって地域外や日常の需要以外から**新たな需要**を取り込み、**商店街を活性化**するため、令和元年（2019年）度に以下の取組を進めます。

〈取組例〉

Wi-Fi設備の整備

ゲストハウスの整備

多言語対応化

地元食材を活用した取組

文化体験イベント

観光資源等と連携したイベント



知[✓]ってほしい!

防災・減災、国土強靱化のこと

平成30年（2018年）度から令和2年（2020年）度までの**3年間**で、以下の対策を**集中的に実施**します。

防災のための重要インフラ等の機能維持

国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持



引上げに伴う対応

事業者のみなさまへのお知らせ

軽減税率制度への対応について

仕入税額控除の方式が変わります。

標準税率10%と軽減税率8%について

帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

すべての事業者の方に関係があります。飲食料品等の販売がない場合も、例えば、飲食料品等の仕入がある場合は、帳簿上、軽減税率対象である旨を明記する必要があります。

レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修が必要となることがあります。

中小・小規模事業者等の方向けに複数税率対応レジの導入等を支援する補助制度があります。

転嫁拒否行為の禁止について

小売事業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に消費税率引上げ分を減額するよう求めたり、利益提供を求めたりする行為等は「消費税転嫁対策特別措置法」によって禁止されています。

■禁止されている消費税の転嫁拒否等の行為

買ったとき

通常支払われる対価に比べて、対価の額を低く定める行為

減額

消費税率の引上げ分を、事後的に減らして支払う行為

商品購入、役務利用、利益提供の要請

消費税の転嫁を受け入れる代わりに、指定する商品購入やサービス利用、経済上の利益を要請する行為

本体価格での交渉の拒否

消費税を含まない価格での交渉の申出を受けたにも関わらず、その申出を拒否する行為

報復行為

消費税の転嫁拒否行為を、公正取引委員会に知らせたことを理由に、取引数量の減少や、取引の停止、不利益な取扱いを行う行為

令和元年(2019年)10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対する不当な行為がなされないよう、引き続き転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に行ってまいります。

柔軟な価格設定について

平成30年（2018年）11月に、事業者による自由な価格設定が原則であることを再確認する「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」が公表されました。このガイドラインにより、以下のような点が明確化されています。

「10月1日以降〇%値下げ！」などの消費税を意味することが客観的に明らかではない広告表示

▶ 問題ありません



「消費税還元!」「消費税はいただきません」など消費税と直接関連した広告は禁止されています。

10月1日より前に行う値上げ

▶ 問題ありません

消費税率引上げ前の需要の高まりやコストの増加に対応して値上げを行うなど、合理的な理由があれば便乗値上げには当たらず、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。

税抜での価格表示

▶ 問題ありません

消費者に税込価格と誤認されないための措置を講じていれば、税抜価格のみの表示も可能です（令和3年（2021年）3月31日まで）。



事実に反して「今だけお得」などの形で消費者に誤認を与え、駆け込み購入を煽ることは禁止されています。

■消費税率引上げについて詳しく知りたい方は

政府広報 消費税

検索



<https://www.gov-online.go.jp>